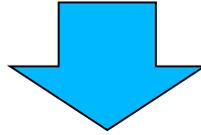


# 市内における宅地開発等の計画



開発行為区域面積A=3,000㎡以上  
(都市計画区域外の場合は10,000㎡以上)

No ↓

Yes ↓

- 開発行為区域面積A=1,000㎡以上3,000㎡未満  
(都市計画区域外の場合は1,000㎡以上10,000㎡未満)  
※ただし、自己の居住の用に供するものを除く
- 1戸建て住宅で5戸以上、又は5区画以上のもの
- 集合住宅で10戸以上のもの

No ←

審査不要

Yes ↓

都市計画法第29条による開発行為許可

駒ヶ根市宅地開発等指導要綱に基づく協議

【申請者】

【市】

宅地開発等計画協議書の提出

関係各課による審査

受領

協議済通知書

【申請者】

【県】

【市】

都市計画法第29条の  
事前協議

関係各課による審査

受領

意見書の作成

都市計画法第29条の  
申請書の提出

受理

受領

許可書の交付

